



いつも新しい流れがある 市川

令和8年3月26日

報道関係者 各位

市川市教育委員会 教育振興部長
根本 泰雄

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので報告します。

記

1. 市川市放課後子ども教室運営業務委託に係る不適正な事務処理について

(1) 処分の理由

被処分者は、令和4年度以降、市立小学校の放課後子ども教室業務委託契約において、受託事業者から提出された実績報告書等に基づく履行確認を怠り、必要配置人数の不足、従事者名簿に登録のない者の登用、責任者等の不在又は資格要件を満たさない者の配置といった仕様書と異なる業務運営を見過ごし、漫然と委託料を支出した。

かかる行為は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する地方公務員としてあるまじき行為である。

(2) 被処分者

学校教育部 課長級（50歳代）

(3) 処分内容

減給（10分の1）1月

(4) 処分年月日

令和8年3月26日

(5) 処分の根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

2. 市川市教育委員会のコメント

このような行為は、市教育委員会全体の信用を著しく損なう行為であり、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様への信頼回復に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

市川市教育振興部 教育総務課 課長 益子 隆史
主幹 高橋 康治

TEL 047-702-8587 (直通)